

消費税損税解決に向けて・下

ーゼロ税率だけでなくカナダの税額還付方式も視野にー

東日本税理士法人

長 英一郎

日本の消費税制度は、預った消費税から支払った消費税を控除し、その差額を税務署に納付することとされている。医療機関においては、社会保険診療等の非課税となる収入が大半で、それに対し薬品等の購入時には消費税を支払っているため、預った消費税よりも支払った消費税のほうが多くなる。通常であれば、支払った消費税のほうが多いため、還付されるが、非課税売上に対応する薬品等の課税仕入は控除できないこととされており、非課税売上が多い医療機関においては消費税で損をしている（いわゆる損税）。今回は、医療機関における消費税損税の解決策の一つとしてゼロ税率について触れたが、今回はゼロ税率以外の方法により損税の解決が図れないか考えてみる。なお、医療業は保険診療収入や自由診療収入といった「収入」という言葉を使うが、消費税法上は収入も「売上」と表現しているため、以下「売上」という言葉を使用することにご留意頂きたい。

軽減税率の適用

現在の日本の消費税は、ゼロ税率である輸出免税を除けば、5%（国税4%＋地方消費税1%）で一律に課税がなされている。ヨーロッパ諸国の中には、一律の税率で課税するのではなく、課税の対象毎に税率を変える方法が用いられている。例えば、食料品のように日常消費するものについては、税率を低くすることにより消費税の負担の軽減を図っているのである。

医療は公益性の高いサービスであるから、通常の消費税よりも低い率を用いての消費税の負担が考えられる。この軽減税率が現在非課税とされている社会保険診療等に採用された場合を考えると、最終消費者である患者は、低い率による消費税を負担し、医療機関は患者から預った消費税を納税することとなる。消費税を計算する際、すべての売上が課税売上となるため、課税売上割合は限りなく100%に近くなり、医療機関はすべての課税仕入を控除することができる。よって、軽減税率を導入することにより、医療機関における損税問題

を解決することができるのである。

しかし、最終消費者である患者の負担が増えることとなるため、国民の反発は避けられない。軽減税率を導入するのであれば、現在の「非課税」と患者さんの負担が全く変わらない「ゼロ税率」を用いたほうが、国民の理解は得やすいであろう。

なお、政府は軽減税率の導入は消費税率が 10%台になってから議論されるべきであるとしており、当面は軽減税率の導入は望めそうもない。

カナダの税額還付方式

カナダでは、公共サービス機関によって提供されるサービスについては、そのほとんどが日本でいう非課税扱いを受けている。つまり、公共サービス機関は仕入高にかかる税額の控除が認められず、損税が発生してしまうのである。そこで、公共サービス機関が支払った仕入高にかかる税額を部分的に補償する措置として、還付制が設けられている。病院においては仕入高にかかる税額の 83%の還付が受けられる仕組みがなされている。この制度が導入されれば、支払った消費税のうちの 83%は還付されるため、完全な損税の解決とはいかなくとも、ある程度の補填をすることは可能である。

預り金方式

国税庁では事業者にとっての消費税は「預り金」であり、消費税を負担するのは事業者ではなく、最終消費者としている。「預り金」というならば、課税売上割合という割合を用いずに、単純に事業者が預った消費税から支払った消費税を控除する方式を採用すべきである。そもそも、非課税となる売上に対応する消費税は、事業者が負担すべきという今の制度自体に問題があるように考えられる。非課税となる売上が多い事業者ほど、消費税を負担することとなるのだから、公平な税制度であるとは言えない。

この純粋な預り金方式を採用した場合を、数値を用いて比較してみる（図 1 参照）。売上が 500、仕入が 400 であるから差額の 100 が利益となり、その分現預金が増加する。しかし、仕入には消費税が課税されるため、20 ($400 \times 5\%$) の消費税を支払い、現預金の残高は 180 ($100 + 100 - 20$) となる。売上が全て非課税であるとする、現行の消費税法では課税売上割合（全売上の中に、消費税が課税となる割合）は 0%となり、支払消費税 20 が全て損税となるため、経費（雑損）が 20 増える。預り金方式であれば、預った消費税が 0、支払った消費税が 20 であるため、支払すぎの消費税 20 が未収金として処理され、後に還付される。最も、現行の消費税の計算方法では、経費が増える分利益が少なくなり、その分法人税の負担が軽減する。法人税等の税率を 40% とすると 8 (20

×40%) だけ、法人税の負担が少なく済む。これを考慮すると実質的にその差は 12 となるが、それでも税負担の差は明らかである。

預り金方式は、医療機関を優遇する制度か？

預り金方式が採用された場合に、非課税となる売上が多い事業者ほど消費税の還付を受けることができ、医療機関のように非課税となる売上が多い事業者が得をするのではないかと考えられるかも知れない。しかしこれは誤りである。この方式が採用されたとしても、医療機関は全く得をしないのである。図 2 を参照して頂ければ分かるが、例えば、医療機関とコンビニの消費税抜きの売上高が同じであったとする。医療機関の売上が全て非課税で、コンビニの売上が全て課税であった場合の、決算処理前と決算処理後の貸借対照表 (B/S) と損益計算書 (P/L) を比較すると、医療機関の場合、当期利益 100 が現預金にプラスされ 200 になるが、仕入に対する消費税 20 を支払っているため、180 ($100+100-20$) となる。コンビニの場合には、当期利益 100 が現預金にプラスされ 200 となり、更に預り消費税 25 がプラスされ支払消費税 20 が支払われているため、205 ($100+100+25-20$) となる。

この時点では現預金に開きが出るが、課税売上割合を考慮しない預り金方式で消費税の計算をすると、医療機関の場合、預り消費税は 0、支払消費税は 20 であるから、支払った消費税のほうが 20 多くなり、この 20 は未収金として後に還付されることとなる。コンビニの場合には、売上に対する消費税は 25、仕入に対する消費税は 20 であるから 5 の納税が発生する。還付後、納税後の現預金を比較すると共に 200 となるので、医療機関に損税は発生しないこととなり、消費者にとっても、事業者にとっても公平な税制度であると言える。

税率アップの時に最大のチャンス

これまで述べてきたように、医療機関にとっての損税を解決する方法はいくつか考えられるが、問題となるのは、これらの方式が実際に導入されるか否かである。日本医師会をはじめ四病院団体協議会は消費税問題について取り組んでおり、毎年、政府与党・厚生労働省にゼロ税率や軽減税率を盛り込んだ税制要望を提出している。

しかし、現在税収不足に悩んでいる財務省としては、税収が減るような制度を簡単には導入させないであろう。ましてや医療業界のみの法改正は、他の業種との関連や日本歯科医師会の献金事件があったことを考えると、国民の理解を得るのは難しい。法改正をするのであれば、消費税制度を大幅に変えるような改正がなされる時に、ゼロ税率や預り金方式などの導入を要求する事が実現可能性としては高いと考えられる。

小泉首相は、在任期間中の消費税率アップは行わないとしているが、「(年金財源として) 消費税の活用も検討の対象となる」と発言していることから、近い将来における税率アップは避けて通れない。そこで、この税率アップが行われるときに、ゼロ税率や軽減税率への変更を医療機関が一致団結して強く要求するべきである。もし、この要望が医療業のみ優遇するものだと批判されるならば、他の損税問題が生じる業界(不動産業や金融業など)とも連携して、純粋な預り金方式への消費税法の抜本改革を訴えてはどうだろうか。非課税となる売上がある業界では、少なからず損税が発生しているので、数多くの団体で損税解消を訴えれば、政府としても何らかの対応を迫られるはずである。

税率アップは、消費者としては負担が増えることになるが、医療機関にとっては、消費税損税の解決策を導入する上での最大のチャンスであると考えられる。

参考文献

1. 田村信勝：Q & A 病院・診療所の消費税対策、中央経済社、2004. 10
2. 知念裕：付加価値税の理論と実務、税務経理協会

おさ えい ちろう

東日本税理士法人 会計士補：〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17 グリーンパークビル7F

Eメール：eiichiro49@higashinohon.ne.jp

WEBアドレス：<http://www.higashinohon.ne.jp/>

図 1

税抜経理方式を採用、期首の現預金は 100 であったとし、売上が 500、仕入が 400 発生したとする。

決算処理前

B/S		P/L	
現預金	180	仕入	400
支払消費税	20	売上	500
		当期利益	100
		預り消費税	0

仕入 400 に対する消費税 (400×5%)
売上は非課税であるため、預り消費税は0

決算処理後

現行の消費税

B/S		P/L	
現預金	180	仕入	400
		雑損	20
		売上	500
		当期利益	80

→ 支払消費税 20 は、雑損となる

預り金方式

B/S		P/L	
現預金	180	仕入	400
未収金	20	売上	500
		当期利益	100

→支払消費税は、後に還付される

図2

預り金方式の比較

前提条件 (医療機関・コンビニ共通)

	P/L	
期首の現預金 100	仕入 400	売上 500
	当期利益 100	

医療機関			決算後	
決算前			決算後	
B/S			B/S	
現預金 180	預り消費税 0	現預金 180	未収金 20	
支払消費税 20				

売上は非課税であるため、預り消費税は0

未収金回収後の現預金 $180 + 20 = 200$

コンビニ			決算後	
決算前			決算後	
B/S			B/S	
現預金 205	預り消費税 25	現預金 205	未払金 5	
支払消費税 20				

売上 500 に対する消費税 (500×5%)

未払金支払後の現預金 $205 - 5 = 200$